

令和2年度茨城県入札監視委員会第2回定例会議

日 時 令和3年1月28日（木）

午後1時30分～午後4時10分

場 所 県庁11階 経営事項審査会場

（挨拶、委員紹介、資料確認等は省略。）

○委員

では、1番目の事案の審議に入りたいと思います。

西防波堤ケーソン据付工事ということで、発注機関名が土木部の×××課さんということで、ご説明をお願いしたいと思います。

○説明者

土木部の×××をしています×××と申します。よろしくお願いします。

昨年もお世話になりまして、ありがとうございます。

まず、1件目ということで、×××課で発注いたしました×××漁港の西防波堤ケーソン据付工事につきまして、審議事案説明書をご覧いただきながら、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページをご覧ください。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名は、31国補波広——「はこう」と読みますが、×××漁港の広域漁港整備事業を略しております。その第×××号 西防波堤ケーソン据付工事でございます。

工事種別としましては、土木一式工事でございます。工事場所は、×××漁港 ×××市×××地先でございます。

お手数ですが、後ろから3枚目ぐらいの24ページに位置図がついてございますので、ご覧いただければと思います。

×××川の河口で、×××の反対側にある漁港でございます。その北のほうにあります防波堤を随時延伸している中の一つでございます。

本工事は、×××漁港における港内静穏度の向上を目的として、ケーソン式の防波堤を整備するものでございます。

なお、本事業は、農林水産部の×××課が所管している漁港整備事業でございますが、土木部×××課が×××課からの予算の振替配当を受けて、工事の発注を担っているというものでございます。

お手数ですが、1ページにお戻りいただければと思います。

工事概要でございますが、ケーソン据付工事L=17.2メートル、ケーソン据付工N=1個、基礎捨石工V=1,420立米、上部工V=306立米、根固・被覆ブロック設置N=142個、消波工N=160個でございます。

次に、入札参加資格でございます。

1点目が、平成31、32年度の茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がSまたはA等級であること。

2点目が、過去15年間に竣工した工事のうち、国内の港湾・漁港において、ケーソン据付工事を元請として施工した実績があること。

3点目として、県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）または支店があること。

4点目としまして、土木一式工事において特定建設業の許可を受けていることとしております。

その他としまして、本工事に係る設計業務の受託者または受託者と資本もしくは人事面において関連がある者でないこととしております。

また、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、本工事は、防波堤のケーソン据付工事であり、厳しい海象条件の中で耐久性を求められる海洋構造物でありますことから、安全性や工程・施工品質を確保するため、企業の実績や技術力など価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式の一般競争入札として施行いたしました。

この資格要件によりまして、応札可能業者は35者、県内9者、県外26者でございました。

総合評価方式の評価項目及び評価基準点につきましては、17ページから18ページに記載のとおりでございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。

令和元年5月9日に入札公告をいたしましたところ、3業者から入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、全て参加資格ありと確認されました。

同年6月7日に開札した結果、参加資格が確認された3業者全員が入札に参加いたしました。

入札結果につきましては、3ページをご覧くださいと思います。

入札価格と価格以外の評価を総合的に評価し、評価値の一番高い者を落札者としております。

その結果、評価値が第1位である×××と契約をいたしました。

予定価格は、税抜きで1億4,175万円。これに対しまして入札金額は、税抜きで1億3,500万円で、落札率が95.2%、評価点が112.0点。これらをもとに算出した評価値が8.296となっております。

なお、各評価内容につきましては、20ページに記載のとおりでございます。

次に、21ページをご覧ください。

変更契約の内容についてご説明いたします。

ケーソンの基礎となる捨石マウンドを施工するに当たり、着手前に海底の地盤高を調査したところ、波浪等の影響により、海底の地盤高が当初の想定よりも高いことが判明いたしました。このため、基礎捨石の投入量が946立米ほど不要になったため、これを変更減

額いたしました。

なお、捨石は、基本的には最低必要厚を定めておりまして、1メートルの厚さは確保できるように実施しているところでございます。

以上によりまして、税込みで925万1,000円、約6%になりますが、減額変更を行っております。

次に、23ページの工事成績評定結果でございます。

評定点は、81.7点でございます。

以上、大変雑駁ですが、審議事案の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○委員

今回、ケーソン据付工事ということですが、このケーソンの製作はまた別の工事なのですか。

○説明者

そうです。ケーソン製作工事は別工事で、同じ×××漁港につくったケーソンを仮置きしておりまして、今回の工事は、その仮置きしたケーソンを、クレーン付き台船、起重機船みたいなもので吊りながら所定の場所に運んでいって、施工できているマウンドの上に沈めるという工事でございます。

○委員

マウンドの施工はもうされているのですね。

○説明者

マウンドの施工は本工事で行っています。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかにはありませんか。

○委員

24ページの位置図で、ケーソン据付箇所ということで破線がありますね。今回の工事は、この赤丸の中ということですね。

○説明者

そうですね。ちょっとわかりづらいのですが、丸の手前側は現地でケーソンができていて、今回、丸のあたりに1個のケーソンを沈める工事として、その先に点々と描いてあるのは、将来的にはここまでやりますという意味です。

○委員

全部一緒にやらずに、少しずつやっていくのはどういう理由からなのか。

○説明者

ケーソンをつくるのも、お金や場所など、なかなか大変なものでして、なかなか一度に作れないということもあります。ケーソンができないと据え付けもできませんので、本県においては、一個ずつやるとか、一度にできるエリアがある場合は、2、3個作って、2、3個据えるということで、この点々の延長までは何十個とかになります。予算と現地の状況などを踏まえて、この×××の場合は、頑張っって一個ぐらいずつ延ばしているような状況であります。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

ちなみに、ほかでも同じなのですが、応札可能業者が35者で、実応札は3者なのですが、これは何か理由があるのでしょうか。大体こんなものなのですかね。

○説明者

大体3者かと言われますと、ピンからキリまであるのですが、港湾工事でもございまして、ある程度技術力や人など、いろいろかかりますので、平均値は今持っていませんけれども、多くても5、6者ぐらいで、何で3者かというのはちょっとよくわからないのですが。

○委員

この種港湾工事はここだけではなくて、結構いろいろところでやられていて、資格は大体同じなのですかね。応札可能業者ということになると、全県で、ほかでもやられているでしょうから、そこと多少兼ね合ってしまうということもあるのでしょうかね。

○説明者

そうですね。今回、茨城県の×××ですが、北は×××にも漁港がありますし、漁港だけではなくて、重要港湾の×××港区や×××港などの仕事もあります。そういう沿岸部の拠点、拠点で、いつもこういうケーソンを作っているかという、そうでもないのですが、そういう工事はところどころであります。

それから、ケーソンを作ったことがある者を条件にしていますが、県内だと9者しかいませんので、入札のところ、その辺の名前は満遍なく出てきているところではあります。

○委員

ほかにご質問がなければ、この案件はこの程度ということにいたします。

今日、多少質問とか出ましたので、今後、それも踏まえて、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

では、2番目の審議案件になりますが、橋梁下部工事ということで、土木部×××課さんの発注ということになります。

ご説明、よろしくお願いいたします。

○説明者

×××課の×××と申します。よろしくお願いいたします。

No.2、抽出区分、一般競争入札、×××課発注、橋梁下部工事（×××橋）（A1）でございます。

資料1 ページ、審議事案説明書をごらんください。

入札方式は、一般競争入札（総合評価方式）です。

工事名は、31 国補地道第×××号 橋梁下部工事（×××橋）（A1）。

工事種別は、土木一式工事でございます。

工事場所は、主要地方道×××線 ×××市×××地内でございます。

次に、工事概要についてですが、後ろから4枚目ぐらいの23ページの概要図をご覧ください。

左下の位置図、工事箇所の新丸のところでは、×××市の南西部にあり、国道×××号から南側の×××線の現道までの×××公園の東側、延長約1.5キロメートルが×××線のバイパス事業区間になります。

本路線は、県西地区を南北に縦断する広域幹線道路、×××道路と言いますが、その一部といたしまして、幅員25メートル、4車線のバイパス整備を進めております。

本工事箇所の×××橋は、このバイパス事業区間の北側に位置する一級河川×××川を渡る橋梁でございます。

×××橋は、右下の側面図のとおり、橋長が23.5メートル、1径間で、PCコンクリート橋で、今回の審議対象工事は、2基の橋台のうち、北側、A1橋台となっております。

工事内容につきましては、資料左上に記載のとおり、橋台の基礎の既製杭工、直径80センチの26メートルものを30本、鉄筋コンクリート製の橋台躯体工、コンクリートの体積は485立米になります。

資料1 ページのほうにお戻りいただきます。

入札参加資格でございます。

入札参加資格者名簿の土木一式工事の格付がSまたはA等級であること。

日本国内において、橋梁下部工事または現場打ちコンクリート擁壁工事を元請として施工したもののうち、過去10年度以内に竣工した公共工事の実績があること。

一級土木施工管理技士または同等以上の資格を有する技術者を専任で配置できること。

×××所、×××所、×××所管内に本店があること。

入札参加資格設定の経緯及び理由は、当該工事は、一級河川×××川の河川区域内の工事を含むことから、安全管理や周辺環境への配慮、工程管理等が重要であり、企業の実績や技術力など価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式で入札を実施いたし

ました。

なお、応札可能業者数は 36 者です

入札参加資格確認申請者数は 6 者で、6 者とも参加資格を有しておりました。

契約金額は、税込みで 1 億 3,915 万円です。

入札の経緯及び結果につきましては、資料の 20 ページをお願いいたします。

総合評価方式に関する評価調書ということで、総合評価の価格以外の評価項目及び評価点につきましては、ここに記載の評価項目、13 項目の配点に標準点の 100 点を合わせて 118 点満点としております。

入札参加資格者は、ここに記載の 6 者。

なお、1 者、×××は、参加申請はありましたが、入札は辞退され、5 者による総合評価の結果、落札者は、上から 3 段目になります×××となりました。

予定価格は、税抜き 1 億 3,467 万円に対しまして、入札金額は、税抜きで 1 億 2,650 万円で、技術評価点 111.5 点と合わせた総合評価の評価値 8.814 で第 1 位、落札率は 93.9% となっております。

次に、21 ページをお開きください。

変更契約の内容につきましてご説明いたします。

契約金額は、税込みで 195 万 8,000 円の減額。

変更理由は、発生残土の搬出について、当初予定していた×××ストックヤードでの受け入れが困難になったことから、搬出先及び搬出土量を変更するとともに、その調整に不測の日数を要したことから、工期を 50 日間延長しております。

資料 24 ページ、変更契約内容説明図をご覧ください。

図面下側の星印が工事箇所であり、その上の丸印が当初予定していた×××ストックヤードで、運搬距離が約 1.4 キロメートル、7,000 立米の土砂を搬出する計画でございました。

ところが、搬出時期を決定した後、×××ストックヤードと調整したところ、本工事の残土を受け入れられないことが判明したため、周辺で搬出可能なストックヤードの状況を調査し、検討した結果、図面上側の二重丸、×××市が管理する管理地へ搬出が可能となり、そこへ受け入れ可能な 4,000 立米の土砂を搬出することに変更いたしました。

最後に、25 から 26 ページに工事着工前と工事完成の写真を掲載してございます。

現在は、対岸の A 2 橋台を施工中で、引き続き、橋梁の上部工事、橋梁の前後の道路改良工事を順次実施していく予定でございます。

道路建設課からの説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見等ございましたら、よろしくお願いいた

します。

○委員

21 ページの変更契約内容の公表のところで、変更の理由の最後に、工期を 50 日間延長するとあって、これは不測の日数を要したことからということですが、何日延長するかというのは何か決まり事みたいなものがあるのでしょうか。

○説明者

もともと標準工期をとって契約していますので、工期が余計にかかった場合、協議によって決めていきます。

○委員

工程表を参考にしているということですか。

○説明者

はい。

○委員

土砂を運び出す量も変わっていると思うのですが、それは工事の完成には影響がなかったのでしょうか。

○説明者

この工事自体、橋梁の橋台と言われるコンクリート製のものと、工事箇所には県道から入るための進入路の整備と、その進入路の部分に余盛りをする土の撤去ということで、23 ページの右の平面図でいうと、左側、切れる部分に盛土する区間の土砂を撤去する工事が一緒に含まれていました。実際、その運搬距離が延びたのと、これは全部撤去する予定だったのですが、残念ながら、受け入れ地が 4,000 立米しか受け入れられないということで、7,000 立米のうち 4,000 立米だけ、そこに持って行って、この工事は終わって、次の工事でまた進もうという形で、工事量を少し変更しております。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

同じく変更契約の内容に関してなのですが、変更の理由を見ますと、50 日間、工期が延長されたとか、24 ページの移動距離がかなり長くなっていると思うのですが、それだけ見ると増額したのかと思いきや、減額になっている理由は、運搬土量が 7,000 立米から 4,000 立米に減っているからということになるわけですか。

○説明者

距離よりも、土を動かす行為、掘削して積み込むという行為、また、降ろすという行為が金額的にきいてしまいますので、どうしても土量が減ったほうがきいてしまいまして、今回、減額という形になります。

○委員

今ご説明があったかもしれないのですが、7,000 の予定が 4,000 になってしまったとい

うことで、残りの 3,000 は次回の工事のときということですか。

○説明者

そのまま置いて工事を完了するという形で、次の工事で引き継いで、ストックヤードが空いたときに持っていけるように。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかにはございませんか。

では、なければ、この案件もこのくらいということにいたします。

どうもご説明ありがとうございました。

○委員

では、3番目の審議事案ということで、河道切り回し工事（×××堰）ということで、土木部×××所さん、ご説明をよろしくお願いします。

○説明者

×××所でございます。対象工事につきまして、審議事案説明書により説明させていただきます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

工事名でございますが、30 国補河総第×××号 河道切り回し工事（×××堰）でございます。

工事種別は、土木一式工事でございます。

工事場所は、一級河川×××川の×××市×××地先でございます。

次に、工事概要に先立ちまして、事業全体のお話をさせていただきたいと思います。

×××川につきましては、×××市から×××沼へ流れる河川でございまして、×××沿線開発に伴います雨水の流出増に対応するために本川の河道改修を行っているところでございます。

全体計画といたしましては 13.5 キロメートルで、平成 11 年から事業を開始しております。現在のところの進捗は 77%となっております。

この×××川でございまして、4つの堰をつくる計画になっております。このうち、今回の×××堰については、下流から 2 番目の堰でございまして、一番下の下流の堰については、もうつくり終わっているという状況でございます。

15 ページの仮排水路計画図を見ていただければと思います。

14 ページが位置図になっておりますが、15 ページの計画図にございますように、×××堰という堰を川幅いっぱいにつくることをやる前に、河川を一時的に外側に切り回すことでこれが必要になってまいりまして、そのために、計画図の赤で示す計画で本工事を発注いたしております。

続きまして、対象となっております本工事の内容についてご説明いたします。



申しわけございませんが、1ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。

工事概要でございますが、可道を切りかえるための河川土工が4,950立方メートル、掘削や土のうを設置するための工事用道路の盛土が520立方メートル、築造する堰への浸水を防止するための鋼矢板の圧入などをやるための仮設工一式が工事の内容となっております。

工期につきましては、令和元年10月26日から令和2年3月15日までの142日間でございます。

次に、入札参加資格などについてご説明いたします。

本工事は、予定価格が1,000万円以上であることから、一般競争入札制度に基づき参加資格を設定しております。

入札参加資格の欄をごらんください。

要件の1点目といたしまして、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がB等級であること。

2点目といたしまして、過去10年以内に茨城県内において、国、地方公共団体または特殊法人等が発注した土木一式工事について、元請として施工した実績があること。

3点目といたしまして、一級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について建設業法第26条に規定する主任技術者になり得る者であること。

4点目といたしまして、×××市または×××市に建設業法に基づく本店があることでございます。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由をごらんください。

当該工事は、×××堰を構築するために必要となる河川本川の河道を切り回す工事でございます。主な工事工種は河川土工であり、施工に当たっては、下流への土砂の流出防止などの安全対策、工程の管理といったところが求められます。このようなことから、×××市または×××市に主たる営業所である本店がある業者による一般競争入札で入札を実施しております。

なお、応札可能者数は40者でございます。

次に、入札参加資格確認申請者数でございますが、4者から申請がございまして、4者とも全てが入札参加資格を有しております。

契約金額は、税込みで2,098万8,000円でございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。

入札参加者数は4者となっております。

予定価格は、税抜きで2,169万円、最低制限価格は1,899万円、入札金額は1,908万円、落札率は88.0%となっております。

このほかの附属資料でございますが、2ページが入札・見積結果情報閲覧、4ページから5ページまでが工事数量総括(内訳)表でございます。6ページから10ページについては入札公告の写しになっております。その次の11ページは当初の契約内容の公表、続きま

す 12 ページが第 1 回の変更契約内容の公表となっております。

変更の理由でございますが、地権者からの要望で、借地箇所におけます工事用道路について、撤去後の水田への砕石の混入を回避するため、一部購入土を追加したことでございます。

また、鋼矢板を打設した際、予定していた箇所の一部に地盤改良工事が施工されておりました、打ち込みが不可能ということがございましたので、鋼矢板の枚数を変更減として、かわりになります大型土のうの設置をいたしました。

以上の 2 点の変更の内容になります。

13 ページにつきましては、工事成績評価結果表でございます、評定点が 76.9 点となっております。

14 ページは位置図、15 ページは施工平面図となっております。16 ページには工事の着工前と完成の写真を掲載しております。

以上で、×××所からの説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員

ご説明ありがとうございます。

変更契約内容の公表というところで、理由が 2 つ挙げられていると思うのですが、1 つ目が、土を買ってきて、それを使うことに変更されたということと、もう 1 つは、矢板の枚数を変えて、土のうに変えたということなのですが、これはもしおわかりになればということなのですが、これはそれぞれが変更契約のプラスのほうに動いたのですか。それとも、どちらかプラスで、どちらかマイナスになって、差し引きすると合計 40 万円の増になったのか。

○説明者

基本的には、初めの 1 個目のほうについてはプラスになっております。2 個目のほうについては、矢板の打ち込みとかを考えると、金額的には、土のうを設置するほうが幾らか安くなるということになります。

○委員

ああ、そうですか。土のうを置くと、矢板ほどの水密性は得られないかなという感じがするのですが、現場では、これで大丈夫ということですね。

○説明者

そうですね。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかにはございませんか。

○委員

今回の工事には直接関係ないかもしれませんが、B等級の業者さんを指定されて、今回完成されたということで、これは、こういう経験を積んで、やがてA等級になっていくのですか。どこで判断するのですか。

○説明者

なかなか難しいところがございますが、最終的には、工事成績の評定でございます点数、それから、いかに県の工事をやっているかといった総合的な判断のもとで、だんだんA等級になっていく。あとは、技術者の数なども関係してまいります。

○委員

わかりました。経験の数と点数ということですね。

○説明者

あとは、会社の規模で、Aになるのかどうかといったところも出てまいります。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかにはございませんか。

○委員

下流部の堰はもうでき上がっているという話がありましたが、ちなみに、下流部の堰のときに、同じように切り回しの工事があると思うのですけれども、その業者とこの業者は違う業者なのですか。

○説明者

違っております。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

工事としては、そんなに難易度の高い工事ではないのですね。

○説明者

そうですね。基本的には、川の脇を掘って、それを水路にするという工事ですので。

○委員

ほかになれば、この案件もこのくらいということにいたしたいと思います。

ご説明、どうもありがとうございました。

○委員

では、4番目の審議案件で、×××歩道橋塗装修繕工事ということで、同じく×××所

さんから。

○説明者

では、続きまして、対象工事につきまして、ご説明をさせていただきます。

1 ページ目をごらんください。

工事名でございますが、31 県単橋修第×××号 ×××歩道橋塗装修繕工事でございます。

工事種別は、塗装工事でございます。

工事場所は、一般国道×××号 ×××市×××の歩道橋でございます。

管内には 27 の歩道橋がございます。×××の歩道橋は、1966 年（昭和 41 年）に架設されました、県内で 2 番目に古い橋でございます。

劣化の著しい 9 つの橋につきまして、修繕が必要になる判断基準といたしまして、5 年に一度実施する横断歩道橋の定期点検によりましてⅢ判定という判定を受けますと、早期措置段階と言われまして、早期措置段階と判定がなされた橋について、修繕をやっていくという形になります。

先ほども申しましたように 9 橋ございまして、そのうちの 2 橋については修繕工事が完了しており、今回の×××歩道橋は 3 番目の横断歩道橋になります。これと同時にもう一橋やっております、今回、3 番目と 4 番目を施工しているということで、残りの 5 橋は来年度以降実施していくという形になります。

14 ページに場所の位置図がございます。×××市の中央部にあります×××の歩道橋ということになります。こちらを今回修繕しました。写真もついておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、本工事の概要について説明させていただきます。

1 ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。

本工事については、写真をごらんいただいたとおり、塗装の劣化が著しく、通行にも支障を来しているようなところから、塗りかえを行う工事になります。現在の塗装膜を剥離する工事、それから、その後新しく塗装をする工事をやることになります。

工期につきましては、令和 2 年 1 月 28 日から令和 2 年 9 月 13 日までの 230 日間でございます。

予定価格につきましては、1,000 万円以上でありますことから、一般競争入札に基づき入札参加資格を設定しております。

入札参加資格の欄をごらんください。

要件の 1 点目といたしまして、当時はこのような書き方をさせていただいておりますが、平成 31・32 年度の建設工事入札参加資格者名簿に塗装工事として登載されたものであること。

2 点目といたしまして、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した、歩道橋を含みます鋼構造橋梁の塗装工事について、過去 10 年以内に元請として竣工した実績があること。

3 点目といたしまして、一級土木施工管理技士の資格を有する等、塗装工事について建設業法第 26 条に規定する主任技術者になり得る者を当該工事に配置できること。

4 点目といたしまして、茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること  
でございます。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由をごらんください。

当該工事は、交通量の多い国道上空部での足場を使用した作業であることから、慎重な  
施工が求められます。当該工事と同等の施工実績があり、県内に本店を有する塗装業とし  
て登録のある業者によります一般競争入札で入札を実施したものでございます。

なお、応札可能業者につきましては 46 者でございます。

次に、入札参加資格確認申請者数でございますが、17 者から申請がございまして、全て  
が入札参加資格を有しております。

契約金額は、税込みで 2,838 万円でございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。

入札参加者数は、とりおりの規定によりまして、1 者が無効になっているということで、  
16 者による入札となりました。

予定価格は、税抜きで 2,959 万円、最低制限価格は、税抜きで 2,574 万円、入札金額は、  
税抜きで 2,580 万円、落札率は 87.2%となっております。

このほかの附属資料ですが、2 ページが入札・見積結果情報閲覧、4 ページから 5 ペー  
ジが工事数量総括表でございます。6 ページから 10 ページが入札公告の写しとなっており  
ます。

続きまして、11 ページが当初の契約内容の公表、12 ページが第 1 回変更契約内容の公表  
となっております。

変更の理由でございますが、完全週休二日制促進工事でありまして、現場閉所日確保率  
が 100%を達成するということから、特記仕様書に基づきまして、共通仮設費及び現場管  
理費の率の補正を行ったということでございます。

続きまして、13 ページは工事成績評定結果でございまして、評定点が 74.8 点となっ  
ております。

14 ページは、先ほど見ていただいた工事場所位置図です。15 ページから 17 ページが中  
高津の歩道橋の施工の図面になります。18 ページから 19 ページには工事の着工前と完成  
後の写真を掲載しております。

私の説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いい  
たします。

○委員

こういう塗装の劣化は、置かれた土地の状況によって結構変わるものなのか、それとも、歩道橋だったら歩道橋で、一定程度の割合で必要になってくるものなのか、どうなのでしょうか。

○説明者

塗装は、まずはどこにあるかという条件で変わってきます。海のそば、山の中、街の中、高台みたいな風がいっぱい吹くところ、それぞれの条件によって、塗装の劣化のしぐあいも変わってくるということになります。

○委員

ありがとうございます。

○委員

今回、これをやったわけですが、前はいつごろやってらっしゃるのですか。

○説明者

つくってから、今までやっておりません。

○委員

初めてですか。

○説明者

はい。

○委員

ああ、そうですか。むしろそっちのほうがびっくりですね。

○説明者

街の中なので、周りに建物も多くて、比較的もってくれたという形です。

○委員

通常だと、どれぐらいでやらなければいけないのですか。

○説明者

これは難しいですね。先ほどのような条件がありますので、一概になかなか言えないところがございます。

○委員

変更の理由のところがちよっとわからなかったので教えてほしいのですが、これは、現場閉所日確保率が100%を達成することから、どうされたということなのですか。

○説明者

完全週休二日制促進工事という制度ができて、その中で、土曜日、日曜日、毎週、現場をお休みにすることをどの程度やるかによって、プラスする率が変わってくるということになります。

まずはどこが変わるのかというと、100%の場合だけを申し上げますと、労務費が現在の労務費の1.05倍、機械経費については1.04倍、共通仮設費については1.04倍、現場管理

費についての補正は1.05倍というのが、100%やったときの補正の率になります。今回の工事の場合には100%やりましたので、この分が全部加算されているということになります。例えば、これが90%の場合ですと、それぞれの数字が、1.03、1.03、1.03、1.04と、ちょっと落ちるという形になります。

○委員

契約された業者が工程表をつくって、土日をきちっと休みますということで、それをお認めになって上乘せされたということですか。

○説明者

最後までやってもらわないと困るので、それは最後までチェックして、確認して、やったねということで、この補正をかけるということになります。

○委員

ああ、そういうことですか。契約内容というから、最初のときにお金が変わったのかと思ったのです。これは、最後に確認した上で、改めて契約ということですか。

○説明者

そういうことです。

○委員

わかりました。ありがとうございました。

○委員

ほかには。

○委員

ここでの質問として適当なのかどうかかわからないのですが、同じく変更契約の内容のところ、完全週休二日制促進工事という制度があるというお話なのですが、いつの段階でこの工事に指定されるのですか。つまり、入札のときにはまだわからないということですよ。

○説明者

いえ、公告の中に入っているのです。完全週休二日制は、多分、この年度の頭からやっていますね。

○委員

全工事についてということですか。

○説明者

基本的には、草刈りとか、維持管理の中でやっていく工事以外の工事になると思うのです。

○委員

達成率といいますか、実際に週休二日をちゃんと履行したかどうかということの確認をしなくてはならないわけですから、必ず変更されるということになるわけですね。

○説明者

そうですね。達成率によって変更が出てくる。あと、工事内容の変更も一緒にやる場合もあります。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかには。

○委員

直接関係ないかもしれない話で申しわけないのですが、参考までに。

かなり古い歩道橋であるのですが、今回、50年ぶりぐらいに手を入れるということで、例えば、最近だと、手すりを二重手すりにするとか、金属の手すりを木質系にするとか、少し優しい感じにするというのが結構あると思うのですが、そういう改修はあわせて行わないものなのでしょうか。

○説明者

実を申しますと、この工事は、塗装を修繕する工事ということになりまして、その工事のほかに、歩道橋自体の修繕の工事を別途出しております。しかしながら、今おっしゃられたような木製のものにするといった形ではなくて、現在の機能をよりもとに戻すべく、直しが必要なところは直したりという感じの工事だけになります。別途、修繕の工事は出しております。

○委員

それは、例えば、地域からの要望があるといったことが特段なければ、尋常の機能回復みたいなことになるということなのですかね。

○説明者

基本的には、原状の機能回復について補助金が出るという形になると思いますので、そのようになると思います。

○委員

わかりました。

○委員

これは直接問題があるというわけではないのですが、教えていただきたいくて。

今回の入札参加資格で、元請実績を挙げていますね。施工実績だけのときもあるのですが、今回、元請という実績を加えているのは何かあるのですか。加えているのが多いのですが、素朴な疑問だったものですから。

○説明者

施工実績というときに、元請もしくは出資比率が2割という形で入るのですが、今回の塗装の工事は、独立した工事というところがあって、受ける業者の方は、基本的にはその業者という形になっていますので、塗装業をやっている業者の方が対象になるということで、元請という形にさせていただいております。



○委員

応札可能業者 46 者なのですが、ご存じなければいいのですけれども、この元請というのを外してしまうと、もっとバーツと広がるのですかね。

○説明者

いえ、46 そのままになります。

○委員

ああ、そうですか。

ほかに。

ほかになければ、この案件もこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員

5 番目の審議案件は、×××照明制御装置更新工事ということで、政策企画部の×××課からご説明をお願いいたします。

○説明者

まず、施工場所である県立×××ですが、平成5年に1.5万人規模で新設されたものでして、×××開催前の平成13年に4万人規模へと増築しています。また、×××の×××会場にもなっているところです。

建設からの年数が経過しているので、施設や設備の老朽化が進んでいますので、計画的に工事を進めています。

資料の6ページをご覧くださいまして、今回の照明制御システム更新工事ですが、2カ所ありまして、上の1階の施設管理室の照明の制御盤と、下の4階と書いたところの大型映像操作室の副操作盤の一部を更新するものでございます。

この設備は、ピッチ、グラウンドとか、諸室が160カ所ありますが、その全照明を一括で制御する設備になります。

完成写真は、9ページから10ページにかけてあります。9ページが1階の主操作盤、10ページが4階の副操作盤になります。

1ページにお戻りいただきまして、今回の工事ですが、既存の制御システムのうち、保守期限を経過して、部品の調達が困難な照明制御盤の一部を更新するものです。

既存のシステムについては、×××が設置工事を行っております。更新に当たっては、この会社に随意契約で施工をお願いしています。

随意契約の理由としましては、更新に際して、既存の表示パネルや端末機等の調整を行う必要があり、調整に当たっては、この会社が持つ設備の設計や保守運用などに関する詳細な情報を踏まえて行う必要があり、この会社以外が施工すると照明がうまくつかず、試合が開催できないということなど、×××の運営上、重大な支障を生じるおそれがあるということで、既存部分との連携が非常に重要だったから、随意契約ということにさせていただいております。

また、既存の部分は、この会社が保守を行っておりまして、今回の更新部分をこの会社以外が施工すると、一括した保守が難しくなるということもあり、故障が発生したときに、原因の特定や復旧に時間を要するということも一つの理由になります。

これらの理由で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用させていただきまして、随意契約とさせていただいております。

また、その他の欄ですが、予定価格と契約額に差がありまして、落札率が67.0%となっておりますが、予定価格は、施工業者から事前に聴取した見積単価を参考に、公共工事の積算基準で算定したのですが、本契約をするに当たりまして、業者で内容を精査した結果、正式な見積価格が低下したということが原因だと考えられます。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員

2つあります。

1つは、今回更新されたものは、もう部品の調達が困難ではないというか、新しいものになったということで、部品の調達が困難になっているものは、ほかのところもないと考えてよろしいのですか。それとも、今後、ほかにあるかどうかわかりませんが、ほかの制御盤でも更新される予定なのですか。

○説明者

まず、これは、平成13年の×××開催前に整備したものでして、保守期限をかなり過ぎていますので、今回、制御盤のところを更新するというので、ほかにも、設備関係で、年数がかかり経過しているものがありますので、計画的に進めていくということを考えております。

○委員

もう一つは、今回、もともと本体をつくってもらった会社だから、ノウハウがあつて、うまくやってもらえるということをお願いしたということなのですが、次回替えるときも、やはり同じ業者をお願いすることになるのですか。

○説明者

基本的には、既存部分等の連携が非常に重要であるというところがありますので、恐らく次回も同じところをお願いすることになると思います。

○委員

わかりました。最後、大々的に全部替えるときにはわからないけれどもということですね。

○説明者

そうです。

○委員

今は、その一部、一部をかえていくのでということですね。

○説明者

そうです。

○委員

わかりました。

○委員

ほかに。

○委員

予定価格と見積額を比較して、かなり下がっている理由は、社内で精査した結果としてというお話だったかと思うのですが、それにしても随分下がったなという感じがするのですが、精査の結果、どのようになったということなのですか。

○説明者

推測ではありますが、例えば、グループ会社の製品を使って少し安くするとか、現場も事前に見ていただいていますので、現場視察の費用などが落ちたこと、それから、設備でするので、現場事務所や資材置き場などが必要ではないので、そういったことも勘案して落ちたのかと思います。

ただ、×××の工事の中では、落ち幅は結構大きいです。例えば、屋根の修繕とかを計画的にやっているものについては9割ぐらいといった形で、設備は落ちる傾向があります。

○委員

ありがとうございます。

○委員

×××先生からあったお話とちょっと関連するのですが、例えば、この業者が未来永劫続くかどうかはわからないわけですね。そうかもしれないし、そうならないかもしれない。例えば、汎用性のあるシステムに少しずつ変えていくことによって、いずれは、ある程度技術を持っている業者であれば、応札ができるような仕組みに変えていくという観点はないのでしょうか。

○説明者

確かにずっと続く会社でもないですので、例えば、かえるときには、今の会社から次に施工する会社に引き継ぎができるように調整とかもしますので、そういう観点も踏まえながら、ほかの設備などもやっていきたいと思います。

○委員

これの保証期間は何年ぐらいなのですか。

○説明者

一般的に、寿命としては10年とされています。

○説明者

ただ、平成13年で10年ですので、かなり過ぎている。

○委員

随分もちましたね。

○説明者

はい。特別会計というお財布でやっていますが、その特別会計もなかなか一辺にはできないという状況もあります。

○委員

いや、今のご質問で、保証期間の間は会社があるということですよねという……。

○説明者

そうです。おっしゃるとおりです。

○委員

ほかにはございませんか。

なければ、きょう出たご質問等を踏まえて、今後に生かしていただければと思います。

どうもありがとうございました。

予定より早目に進行しておりますが、一応予定では、ここで休憩を入れることになっているので、入れようかと思えます。

では、3時10分に再開することにしまして、休憩にします。

(休 憩)

○委員

では、委員の先生がそろいましたので、再開したいと思います。

○委員

6番目の審議案件で、道路防護柵設置工事ということで、×××所さんの方でやられたものです。

ご説明、よろしく願いいたします。

○説明者

それでは、審議事案6の道路防護柵設置工事についてご説明いたします。

当該工事は、歩道への車両の誤進入防止を目的といたしまして、車両用防護柵を歩道と車道の境界部分に設置するものでございます。

施工箇所につきましては、お手元の資料20ページをご覧いただきたいと思えます。

国道×××号の2カ所でございます、1工区は、地図の手前、下の方の×××町×××地内、2工区につきましては、北側に3.6キロメートルほど離れた×××町×××地内でございます。

1 工区につきましては、×××校の通学路でございまして、×××町との通学路合同点検において、設置を要望された箇所でございます。

24 ページをご覧いただきたいと思っております。

こちらに写真がございまして、写真の奥に向かって×××方面に向かう長い下り坂の左カーブでございまして、車両の歩道への逸脱によります歩行者・自転車への二次被害防止を目的といたしまして、歩道と車道との境界に車両用防護柵を設置しました。

下の写真でございまして、左側に白い防護柵を設置したものが当該工事でございます。

また、2 工区の写真はございませんが、既存防護柵の老朽化による撤去と新設工事の更新工事でございます。

それでは、1 ページの審議事案説明書をご覧いただきたいと思っております。

入札方式は、一般競争入札。

工事名は、31 県単交安第×××号 道路防護柵設置工事でございます。

工事種別は、とび・土工・コンクリート工事。

工事場所は、国道×××号 ×××郡×××町×××地内外でございます。

位置につきましては、先ほどご覧いただきました 20 ページの位置図のとおりでございます。

工事概要は、道路防護柵設置工事 460 メートル、防護柵設置工 460 メートルと防護柵の撤去工が 100 メートルでございます。

施工区間につきましては、21 ページからの平面図をごらんください。

図面の太い線が、防護柵を施工した 360 メートルの区間でございまして、21 ページと 22 ページが 1 工区の図面です。また、23 ページが、施工しました 2 工区の 100 メートルの区間の箇所でございます。

再び 1 ページに戻っていただきまして、入札参加資格でございます。

とび・土工・コンクリート工事について、入札参加資格者名簿に登載されていること。

過去 10 年度以内に茨城県内において施工しました、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注する交通安全施設工事(防護柵、標識類の新設及び補修が主たる工事に限るものとし、道路改良舗装工事等に付随した工事を除く)を元請として竣工した公共工事の実績があること。

次の要件を満たす主任技術者を対象工事に配置できること。

1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士(土木)の資格を有するなど、とび・土工・コンクリート工事について、建設業法第 26 条に規定する主任又は監理技術者になり得る者であること。

最後に、茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があることでございます。

入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、当該工事は、国道×××号の現道上の歩車道境界に防護柵を設置する工事であり、通過車両や自転車、歩行者等に対する交通規制を伴う安全管理と施工品質管理が重要な工事である。このため、当該工事と同等の交

通安全施設工事の施工実績があり、茨城県内に営業所（本店）を有する者による一般競争方式で入札を実施したものでございます。

応札可能業者数につきましては、22 者が該当するものでございます。

次に、入札参加資格確認申請者数は 13 者、入札参加資格確認結果は、資格ありが 13 者、資格なしが 0 でございます。

契約金額は、1,309 万円（税込み）でございます。

一番下の欄、入札の経緯及び結果につきましては、2 ページの入札結果登録を見ながらご説明したいと思います。

入札参加者は、参加申請者 13 者全員が参加しており、中段の表の 1 番、×××から一番下の 13 番、×××の 13 者でございまして、10 番目の×××が落札しております。

入札の経緯ですが、表の上の記載のとおり、全て税抜きで予定価格が 1,363 万円、最低制限価格が 1,189 万円に対しまして、入札金額が、下の表の 10 番目、×××の入札金額 1,190 万円でございます。落札率は 87.3%でございます。

1 ページの審議事案説明書の説明につきましては以上でございます。

2 ページにつきましては、今説明しました入札結果登録でございます。3 ページが工事起工概要書でございます。4 ページから 5 ページにかけては、工事数量統括（内訳）表でございます。6 ページから 16 ページが入札公告でございます。17 ページが契約内容の公表でございます。18 ページが変更契約内容の公表でございます。

変更契約の内容は、表の下の方の変更の理由の欄に記載のとおり、現地精査の結果、防護柵の建て込みにおいて、岩盤が支障となるため、岩削孔工を 26 本追加するというものでございます。

防護柵の建て込みにつきましては、支柱を地表面から 1.4 メートル打ち込みます。通常の支柱打ち込みで施工したところ、50 メートルの区間の支柱 26 本が岩盤層に当たり、支柱が入らないことが分かったため、岩掘削用の機械で穴を掘りまして、その後、打ち込み機械で建柱するという変更内容でございます。

変更の見積もり合わせを実施しまして、契約金額 115 万 5,000 円の増額の変更をしております。

続きまして、19 ページが工事成績評価結果表でございます。

令和 2 年 8 月 4 日に工事完成となりまして、検査の結果、評定点は 76 点でございます。

20 ページにつきましては、先ほどご覧いただきました位置図でございます。

21 ページから 23 ページが平面図、24 ページが工事着工前と完成の写真となっております。

以上、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

○委員

確認なのですが、入札結果登録のところの1の×××さんは、金額を間違えているということですかね。

○説明者

金額を間違えて入れたと推測されます。

○委員

分かりました。

では、その上で質問なのですが、最後のページの写真を拝見すると、右側は別の工事として前にやったということですか。柵が右側にあつて、着工前となっていますね。

○説明者

下りの右側は、今回の工事とは別に、先に施工したものでございます。

○委員

こういうのはセットにしてやるのではなくて、別々にやることもあり得るわけですね。

○説明者

はい、ございます。

○委員

分かりました。その上で、今度左をやって、岩盤の問題がわかつて、金額を変更したということなのですが、この岩盤の問題は左側にしか生じない問題なのですか。右側のときに、そういう経験などはなかったのですか。

○説明者

これにつきましては、平成17年度以前の施工なので、設計書もなく判明できませんでした。今回施工したところ、全区間が岩盤で入らなかったわけではなくて、一部、下に岩があつて、打ち込みができないということで、変更で対応したということでございます。

○委員

左右セットでやったほうが安くできるのではないですか。そういうものでもないのですか。

○説明者

今回の施工箇所につきましては、下り坂で左カーブなので、写真の手前から奥に下り坂で行くので、車の逸脱という、ハンドルをとられて、右方向に車が誤進入するおそれがあるということで、先に右側を施工したということでございます。

○委員

わかりました。

○委員

ほかにもございますか。

○委員

今回、入札参加者が13者で、そのうち、基準価格を下回った会社が9者。これは余り見たことないのですが、何でみんなこんな低い金額で入札してきたのですかね。

○説明者

これは推測でございますが、予定価格はオープンになっておりまして、最低制限価格につきましてはオープンになっておりませんが、算定式等につきましてはオープンになっております。そういった中で、予定価格の1,363万円につきましては、歩掛かりや労務単価、資材単価等につきましては公表されておりまして、応札対象者につきましては、市販の積算ソフトを使っていると思われまますので、ある程度、県の価格と同じレベルでやると思うのです。最低制限価格の算定につきましても、ある程度公表された中で競って、競争性が働いたのではないかと推測されます。

○委員

本当にぎりぎりを狙ってきたという感じなのですかね。

○説明者

ぎりぎりを狙ったと思うのです。最低制限価格が1,189万円ですから、1,187、1,188と本当にぎりぎりのところで。

○委員

では、その狙いについて、今回、失敗した会社が多かったというお話ですか。

○説明者

おっしゃるとおりだと思います。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ほかにはございますか。

ちょっと勉強不足で、格付とは違って、入札参加資格者名簿というものをつくるのですか。

○説明者

ええ、そうですね。とび・土工・コンクリート工という種別がありまして……。

○委員

大体県ごとにつくられているのですか。

○説明者

ええ。

○委員

そうすると、ここは22者で大体全部という感じなのですかね。

○説明者

とび・土工・コンクリート工については22者以上あるのですが、その中で、あわせて交



通安全施設の施工実績があるところというところと 22 者。

○委員

こういう施工実績が資格に付されてくると、施工実績ができないのではないかという素朴な疑問があるのですが、こういう施工実績を付さないで発注する場合もあるということですかね。そういうときにやったのがこの施工実績になっていくという感じですか。

○説明者

そうですね。

○委員

ほかには。

なければ、この案件もこのくらいということにいたします。

きょうの質問等を踏まえて、今後に活かしていただければと思います。

どうもご苦労さまでした。

○説明者

どうもありがとうございました。

○委員

それでは、7 番目の審議案件ということで、地盤改良工事（その 2）ということで、土木部の×××所さんから、ご説明、よろしくをお願いします。

○説明者

×××所の×××でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、審議案件の 7 番、×××所発注の、工事名、地盤改良工事（その 2）の説明を始めさせていただきます。

まず、資料の 24 ページをご覧ください。今から説明させていただきます工事の位置図が添付されておりますので、ご参照願ひします。

この位置図でいいますと、真ん中より若干下の部分になります。この工事箇所×××線は、×××市を起点に、×××市を終点とする主要地方道であり、現場のある×××市×××地内には小中学校がございます。幅員が狭く、歩道もございません。また、計画道路周辺には工業団地もございまして、圏央道の稲敷東インターチェンジのアクセス道路に位置づけられていることから、延長約 4.1 キロメートルのバイパス整備事業を進めているところでございます。そのうち、約 3.1 キロメートルが供用しております。

本件工事につきましては、令和元年 12 月 27 日から令和 2 年 7 月 3 日までの契約期間で、延長 40 メートル区間の地盤改良工事を実施しております。

それでは、資料 1 ページの様式第 5（その 1）、審議事案説明書に従いまして、審議案件のご説明をさせていただきます。

入札方式につきましては、総合評価方式を用いた一般競争入札でございます。

工事名は、31 国補地道第×××号 地盤改良工事（その 2）でございます。

工事種別は、土木一式工事でございます。

工事場所は、主要地方道×××線 ×××市×××地内でございます。

工事概要につきましては、資料の 26 ページ、地盤改良平面図をあわせてご覧いただきたいと思っております。

地盤改良工事というのは、道路を造るに当たり、泥や水を多く含んだ軟弱な地盤に、スラリーと呼ばれる水とセメント系の固化材をまぜた泥状の液体をその場所の土と攪拌混合し、固めることで強固な地盤にする工法を用いた工事でございます。今回の工事につきましては、深い深度のところも軟弱であることが判明しているため、深層混合処理として、直径 1,600 ミリメートルの改良体を 94 本造成しております。

また、施工機械を安全に進入させるための補助工法として、表層安定処理を 668 平方メートル実施し、そのほか、重機の組み立て輸送を 1 回、工所用道路の造成を目的とした仮設工が一式、土砂等運搬が 500 立方メートルとなっております。

次に、入札参加資格でございます。

平成 31、32 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付が A 等級以上であること。

平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の期間に、茨城県内において、国、地方公共団体または特殊法人等の発注した同種工事または類似工事を元請として竣工した実績があること。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限っております。

同種工事につきましては、地盤改良（深層混合処理工法）工事、類似工事としましては、その他の地盤改良（表層混合処理工法）工事としております。

次に掲げる要件を満たす主任技術者または監理技術者を専任で配置できること。

一級土木施工管理技士の資格を有する者であること。または、これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。

竜ヶ崎工事事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとしております。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、本件工事は、主要地方道×××線のバイパス整備に伴う深層混合処理による地盤改良工事であり、深層混合処理の施工に伴い発生し得る問題の対策や改良体の品質管理が重要であることから、企業並びに技術者の施工実績及び経験など価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式で入札を実施いたしました。

応札可能業者数は 34 者となっております。

入札参加資格確認申請者数は 10 者、入札参加資格確認結果は、申し込みのあった 10 者とも資格ありでございました。

契約金額は、税込みで 4,598 万円。

参加資格がないとされた理由は、該当なしでございます。

ここで、資料3ページの入札結果をお開きください。

総合評価方式ということで、入札価格と価格以外の評価点を総合的に評価し、評価値の一番高いものを落札者としてございます。

その結果、評価値第1位であります×××を落札者として契約を行いました。

資料の1ページに戻っていただきまして、入札参加者は6者、落札者は×××。

予定価格は、税抜きで4,400万円、調査基準価格は、税抜きで3,833万円、入札金額は、税抜きで4,180万円、落札率は95%でございます。

次に、変更契約内容をご説明いたします。

資料の22ページ、変更契約内容の公表をご覧ください。

表の下のほうにあります変更の理由の欄に記載されている主な内容をご説明いたしますが、この工事は、地盤改良工事（その2）であり、隣接した工区で地盤改良工事（その1）を同時に発注しております。受注者間協議の結果、隣接工区と同じ下請業者の施工機械を使用することとなったことを受け、施工機械（地盤改良機）の輸送を両施工業者で片道ずつ折半するという実態に合わせ、輸送費を往復から片道に減じたものでございます。

以上が変更契約の内容でございます。

次に、資料の23ページをご覧ください。

工事成績評定結果でございますが、80.4点でございます。

以上で、地盤改良工事（その2）の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○委員

1ページの入札参加資格設定の経緯及び理由のところ、読み方がちょっとわからないのですが、順番として、新しいバイパスを造ります。でも、地盤が悪いので、改良工事をします。なので深層混合処理方式を採用しましたという順番ですね。それで、深層混合処理の施工に伴い発生した問題の対策ということなのですが、これは、これから問題が発生することが予測されるので、その対策ができるから、この業者にしたのだという意味にとればいいのですか。

○説明者

この地盤改良は、現地でボーリング、地質調査をしまして、ある程度、想定の地層というのは調査しておりますが、実際に改良してみないとわからない部分もございまして。改良体の強度などを品質管理として行っていくということもございまして、そういった意味で、発生した問題の対策が重要となっております。

○委員

その問題は、工事中に発生する問題ということですか。工事後に発生する問題ということですか。

○説明者

工事中です。工事中の品質管理としてやっております。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

深層混合処理工法の深さはどれくらいまでですか。

○説明者

今回の深度は、5メートルから15.6メートルの間です。

○委員

この後、バイパスを施工されるのですね。そのときの施工は、今の完成された地盤の上にそのまま舗装というか……。

○説明者

いや、その上に路床と碎石の路盤……。

○委員

路盤を施工されるのですね。路盤を施工されるのと、今回のコンクリートスラリーとの高さの関係は、次の工事で、今回のコンクリートスラリーをちょっと削る感じになるのですか。それとも、その上に載っかる感じなのですか。

○説明者

その上の部分については、通常の道路改良工事と一緒にするかと思います。

○委員

普通の地盤の上にやるイメージですか。

○説明者

そうです。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかにございますか。

○委員

地盤が悪いところは、大体地下水が豊富ですよ。そこを、コンクリートのパイルを打って固めているというか、基礎を打ち込んでいるようなイメージだと思うのですが、生身のコンクリートを打ち込むというか、スラリーで打ち込むことで、周辺の地下水への影響とかはあるのですか。

○説明者

現地の土をセメント固化材に混ぜまして、そこで固める工法なのですね。ですから、コ

ンクリートの杭を打ち込むということではないのですね。

○委員

そうですが、固めるときに、薬剤というか、セメント、コンクリートミルクみたいなものを入れるので、その成分が溶け出すとかということはないのですか。それは大丈夫なのですか。

○説明者

しみ出すことはないと思います。

○委員

これまでのご経験もあると思うのですが、そういうことは起きないということでしょうか。

○説明者

はい。

○委員

ほかに。

○委員

物覚えが悪くて申しわけないですが、2ページの資料は公開されているものですね。

○説明者

これは公開されております。

○委員

例えば、21ページの資料は、内部の資料ということになるのですか。

○説明者

これも公開されております。

○委員

そうすると、その評価値で、入札の金額は安いけれども、とらなかった理由はここでわかるということになるわけですね。

○説明者

はい。

○委員

わかりました。

○委員

ほかには。

では、なければ、この案件はこのくらいということにいたします。

きょう出たご質問等を踏まえて、今後に生かしていただければと思います。

どうもありがとうございました。

○委員

それでは、8番目の審議案件で、橋梁下部工事（A2橋台）ということで、×××所さ

んからご説明をお願いします。

○説明者

×××所の×××でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、審議案件8の橋梁下部工事（A2橋台）でございます。

最初に、事業全体の概要を説明させていただきます。

資料23ページの位置図をごらんください。

中央に旗上げされている赤丸が今回の工事箇所でございます。右上に×××道×××インターチェンジがございます。赤丸の南北方向に黒い破線で示す区間が全体事業区間となっております。右側に緑の実線で示されている主要地方道×××線のバイパスとなっております。全体の延長が4.5キロメートルでございます。

事業の目的ですが、×××道×××インターチェンジへのアクセス道路であり、×××市街地の渋滞緩和と歩行者等の安全を確保するものでございます。

それでは、お手元の資料1ページ、審議事案説明書に沿って説明させていただきます。

入札方法は、一般競争入札の総合評価方式。

工事名は、30国補地道第×××号 橋梁下部工事（A2橋台）。

工事種別は、土木一式。

工事箇所は、主要地方道×××線 ×××市×××でございます。

工事概要でございますが、23ページの位置図及び24ページの橋梁一般図をあわせてごらんいただければと思います。

橋梁の規模は、橋長20.2メートル、2車線で、両側に歩道がつく橋梁でございます。

構造は、逆T式で、コンクリート打設が115立方メートル、基礎は、全長29.5メートルのコンクリート杭が10本でございます。

工事ヤードの築造のため、サンドマット工として砂を敷いております。また、進入路がないため、水田を借地し、工事用道路321メートルを整備しております。

1ページにお戻りください。

説明書中段の当該工事の入札参加資格についてご説明させていただきます。

1つ目といたしまして、茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がS等級またはA等級であること。

2つ目といたしまして、過去15年度内に茨城県内において竣工した、国、地方公共団体または特殊法人が発注した同種または類似工事を元請として施工した実績があること。

ここで同種工事とは、既製杭または現場打ち杭を伴う橋梁下部新設工事とします。

類似工事とは、同種工事以外の橋梁下部新設工事、杭打ち工事、現場打ちカルバート工事または樋門・樋管工事としており、施工規模は条件をつけておりません。

3つ目といたしまして、技術者について、次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を専任で配置できることとし、一級または二級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について建設業法第26条に規定する主任技術者または監理技術者になり

得る者であること。

4つ目といたしまして、建設業法に基づく主たる営業所が、×××所管内の×××市、×××市、×××町、×××町と、工事箇所に隣接する×××市及び×××町内にあることとしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、工事区間内にある土地改良区用の排水施設等、パイプライン、暗渠等の機能を維持しながら、橋梁下部工の施工をするものであることから、安全・工程・施工品質を確保するため、入札参加資格者の同種・類似工事の施工実績及び技術者の施工経験を総合的に評価する総合評価方式といたしました。

また、参加資格要件を満たす応札可能業者数は30者でございます。

入札参加資格確認申請者数につきましては5者でございます、入札参加資格確認結果は、資格あり5者、資格なし0でございます。

次に、2ページをごらんください。

入札の経緯及び結果についてでございますが、3ページの入札結果登録もあわせてごらんください。

全5者のうち1者が辞退、当該工事がとりおり工事の2本目となるため、1者が無効となっており、入札参加者は3者でございます。

その3者の内訳書の内容を確認し、問題がなかったため、評価値が2.63と一番高い×××が落札者となりました。

なお、予定価格は、税抜きで4,298万円、調査基準価格は、税抜きで3,759万円、入札金額は、税抜きで3,954万円、落札率は92%でございます。

続きまして、変更の内容についてご説明いたします。

資料の21ページをごらんください。

まず、工事完成の時期をごらんください。

当初の工期は、令和2年3月16日までとなっておりましたが、令和2年6月30日まで工期を延長し、工事が完了しております。

工事の概要の欄をごらんください。

施工ヤード築造に当たり、サンドマットを220立方メートルから240立方メートルに変更いたしました。

次に、変更の理由の欄をごらんください。

工事用道路の整備に当たって、地権者さんの要望を受け、土木安定シートの面積を変更し、また、畦畔を追加しております。

そのほか、川の水位が上昇した場合に、河川水が現場内に浸入しないよう、大型土のうの設置を26個追加しております。

以上の理由などにより、74万8,000円を増額しております。

22ページをごらんください。

工事成績評定結果表でございます。

評定点は、79.9点となっております。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員

変更契約の内容の変更の理由ですが、借地地権者の要望で、土木安定シートの面積が倍以上になっているのですが、これはいかがなものかといいますか、随分増えているなどという感じがするのですが。

○説明者

当初設計では、工事用道路をつくるために最低限必要な土木安定シートを計上させていただきました。この工事用道路は3年ぐらい使わせてもらうことになるかと思うのですが、詳細な数字は今持っていないのですけれども、例えば、一地権者の水田が250平米あって、私どもでどうしても必要な面積が200平米だった場合、50平米については、地権者は耕作しないということで、防草対策や土砂の混入を防ぐために、どうしても何らかの対策をしてくれという要望がございまして、最終的には、もとに戻してお返しするというので、そういうことを回避するために、土木安定シートの面積を増やさせていただきました。あわせて、水田からの水が工事用道路の周辺に入らないように、畦畔をやらせていただいております。

○委員

そうしますと、言い方がすごく悪いのですが、地権者の要望に押し切られてしまったということではなくて、あくまで、こちらで考えても必要性があるからということで、面積を増やしているという理解でよろしいのですか。

○説明者

そのとおりです。地権者や周辺に与える影響を考えますと、毎年、私どもが草刈りをするのは非常に大きな負担となりますので、そういった負担をなくすためにも、地権者との折り合いという形で、土木安定シートの面積を増やして、草が生えないようにしたという形でございます。

○委員

済みません。失礼いたしました。

○委員

ほかには。

なければ、8番目の議題はこのくらいといたしまして、次の9番目の議題に移りたいと



思います。

○委員

道路照明灯設置工事ということで、同じく×××所さんからご説明をお願いいたします。

○説明者

それでは、続きまして、審議案件9、道路照明灯設置工事でございます。

最初に、事業全体の概要を説明させていただきます。

資料8ページの位置図をごらんください。

位置図中央に旗上げしている赤丸が今回の工事箇所で、実際には、交差点が2カ所ございますので、2カ所でございますが、そちらのほうでの工事箇所でございます。その斜め方向に黒い2本の破線で示している区間が、一般国道×××号×××バイパス延長6.3キロメートルの事業で、×××道×××インターチェンジと現道の国道×××号を結ぶ事業でございます。

事業の目的ですが、国道×××号が紫色の実線で描かれております。沿道は人家が連担しており、慢性的な渋滞が発生しております。また、幅員が狭く、歩道がない区間でもあることから、歩行者等の通行が危険な状況になっております。これを解消すること、また、圏央道及び広域幹線道路を活用した物流機能の強化、地域の活性化、車両や歩行者の安全確保をすることを目的として、バイパス事業を進めております。

それでは、資料の1ページにお戻りください。

入札方式は、指名競争入札。

工事名は、31国補地道第×××号 道路照明灯設置工事でございます。

工事種別は、電気工事。

工事場所は、一般国道×××号 ×××郡×××町×××でございます。

次に、工事概要でございますが、8ページの位置図、9、10ページの平面図及び11、12ページの写真をあわせてごらんいただければと思います。

当該工事は、先ほど事業全体の概要で説明させていただいたバイパス事業の一部区間の供用に係る交差点部の道路照明灯設置工事になります。道路照明灯、LED照明9基でございます。

続きまして、当該工事の指名業者数、指名業者選定の経緯及び理由についてご説明いたします。

指名業者数は、茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された電気工事の格付がB等級またはA等級である12者を選定してございます。

次に、指名業者選定の経緯及び理由でございます。

本工事は、国道×××号のバイパスと町道との交差点部に照明灯を設置する工事であります。

照明施設は、通学路の安全確保や道路環境の向上に資するものであり、早期供用が求められるとともに、交通量の多い現道との交差点での作業であることから、標準格付Bラン

クに当たりますが、機動力かつ技術経験豊富な業者を選定することが望ましいため、Bランク7者に上位格付Aランク5者を加え、計12者を選定しております。

下段、入札の経緯及び結果についてでございます。

2ページの入札結果登録をあわせてごらんください。

入札参加者は11者。1者不着となつてございまして、11者について開札いたしました。その中で、入札金額が最低金額の×××が落札者となりました。

予定価格は、税抜きで836万円、最低制限価格は、税抜きで723万円、入札金額は、税抜きで729万5,000円、落札率は87.3%でございます。

なお、当該工事につきましては、変更はございませんでした。

次に、7ページをごらんください。工事成績評定結果表でございます。

評定点は、72.8点となっております。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○委員

御説明ありがとうございます。

これは交差点の照明灯を設置する工事ですが、交差点2カ所ですね。余り隣接しているという感じではないのですが、隣接しているのかな。質問は、どういう単位で1回の工事として考えられているのか。1カ所の交差点ではなくて、2カ所、3カ所とか、何か一つの工事として発注される目安みたいなものがあるのですか。

○説明者

今回の工事については、国道×××号のバイパス部が一部供用開始するというので、それは昨年の7月になりますが、そのときに新たに交差点として、横断歩道や信号がついて、歩行者がそこに集まるような箇所が2カ所できたということで、今回、開通延長が900メートルぐらいで、全く同じ時期に実施するというのでしたので、同一業者さんにやっていただきました。

○委員

時期的に同じぐらいなので、一緒にパッケージで発注したということですか。

○説明者

今回のケースの考え方は、同一路線で、非常に近い箇所で、同時期に施工する内容で、警察等の調整も同時期に行うといったことがあって、目標とする期日も同じだったということで、1本の発注単位にさせていただきました。

○委員

わかりました。

○委員

ほかにはございませんか。

では、なければ、この案件もこのくらいということで、ご質問等踏まえまして、今後に生かしていただければと思います。

どうもありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

それでは、予定した審議事項の審議は終わりましたので、事務局のほうでよろしく願いいたします。

(以下、進行など省略。)